# 商工会議所報 むつ

〒035-0071
むつ市小川町二丁目11－４
むつ商工会議所
電　話 0175-22-2281
ＦＡＸ 0175-22-0167
E-mail:somu@mutsucci.or.jp
URL http://www.mutsucci.or.jp/

## 新規高卒者の雇用枠拡大を！

・青森県知事
・青森労働局長
・青森県教育長より要請

我が国の経済は、景気回復の実感がないまま、雇用情勢も完全失業率の上昇や、有効求人倍率の低下等、依然として厳しい状況にあります。

とりわけ県内における新規高校卒業者に対する求人は少ない状況が続き、このまま推移すれば、県内を希望する全員の就職が憂慮されるところです。

このような事態を回避するために、このたび青森県知事、青森労働局長及び青森県教育長の連名により、当所会頭と雇用対策協議会長宛に、新規高等学校卒業者の採用枠拡大についての要請がありました。会員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

### 新規高等学校卒業者の採用枠拡大について［要請］

雇用対策の推進につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、最近の厳しい雇用情勢の中、各企業が雇用の維持に努力されていることに対し、深く敬意を表します。

従来より、新規高等学校卒業者をはじめとする若年層の雇用促進及び県内への定住促進を重点施策に掲げ、取組を進めているところです。

県内景気は、全体として横ばい圏内の動きを続けているものの、生産・雇用面等で弱めの動きがみられています。特に、雇用面では、全体的に依然として厳しい状況が続いており、各企業がまだ新規採用に慎重になっていることは十分認識しておりますが、少子・高齢化が進んでいる中で、若年層を積極的に採用し、その能力を十分に発揮できるよう育成することが、企業の発展のみならず地域社会の活性化にもつながるものと考えています。

しかしながら、今春の新規高等学校卒業者の就職状況は、昨年同様、依然として厳しい状況であります。

また、７月現在における来春の新規高等学校卒業予定者を対象とした県内企業からの求人は555名と、昨年より７人増加したものの、求人倍率は0.15倍と７人に１人の割合しか求人がない状況となっています。今後このままで推移するならば、今春の新規高等学校卒業者と同様に県内就職希望者の就職が憂慮される状況にあります。

このため、貴団体加盟企業に対し、採用計画をご検討いただき、新規高等学校卒業者の採用拡大と求人票の早期提出につきまして、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

行政においても、産業振興の推進に努めるとともに、若年者の職場定着の推進に向けた事業をはじめとした、雇用対策に係る諸施策に全力を挙げて取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

むつ商工会議所会頭殿
むつ下北地区雇用対策協議会会長殿

青森県知事　三村申吾
青森県労働局長　楪葉伸一
青森県教育長　花田隆則

### むつ市連合年末年始大売り出しを実施します

昨年度初めて実施し、消費者の皆様より大好評を得ました「むつ市連合年末年始大売り出し」今年もむつ市連合大売り出しの会の主催で実施します。

この事業につきましては当商工会議所も後援しております。

今年は、各商店会の加盟店のみならず、市内の全ての当商工会議所会員への業種を問わず参加を呼びかけスケールアップした売出しを企画しておりますので多数の参加をお待ち申し上げます。

詳しくは、同封のむつ市連合年末年始大売り出し実施概要をご覧ください。

## 2003 第６回 産業まつり

Industrial Festival

今年も盛大に開催！皆様のご来場をお待ちしております！

**とき** 10月４日(土)
10：00～17：00
５日(日)
10：00～16：00

**ところ** むつ市民体育館

### 各種コーナー

・物販コーナー
・下北地場産品コーナー
・新製品紹介コーナー
・ものづくり企業コーナー
・体験コーナー
・グルメコーナー
・・・etc

### イベントスケジュール

**４日**

10:00　オープニングセレモニー
　来場者プレゼント（先着200名様）
　＊フライボール（２個）
10:30　ダーク広和マジックショー
12:30　大平中学校吹奏楽部演奏会
14:00　ダーク広和マジックショー（２回目）
15:30　ゲーム大会（ストラックアウト）
17:00　終　了

**５日**

10:00　オープン
　来場者プレゼント（先着300名様）
　＊ひとくちごまバターせんべい（70ｇ入り）
10:30　よさこいソーラン（五十丸、むつジャギー）
11:00　かさまい鍋（千人食鍋）
13:00　渋谷幸平津軽三味線ライブ
14:00　ゲーム大会（輪投げ）
15:00　大抽選会
16:00　終　了

# 事業主にも退職金！　小規模企業共済

退職金を受け取れるのはなにも従業員ばかりではありません。国の制度で、会員の皆様も是非、退職金を！【共済金Ｂ（老齢給付）】（共済事由により、共済金Ａ・共済金Ｂ・準共済金・解約手当金の４種類あります。）

共済金Ｂは、廃業（死亡含む）や会社役員を退くこともなく、共済金がいただけます。もちろん、共済金は、退職所得扱い又は、公的年金等の雑所得扱いとなり、税法上もたいへん有利です。

共済金は、一時払い、分割払い又は、一時払いと分割払いの併用もできます。（併用は、一定の要件あり）

但し、共済契約者が、６５歳以上で、１８０ヶ月以上の掛け金を納付した場合に受給権を得ます。

## 退職金1,000万円を目指しませんか？

あなたは、退職金をいくら欲しいですか？　とりあえず、1,000万円を目指しませんか？

下の表は、それぞれの年齢で加入した場合、65歳での受取額が、1,000万円を超える月掛金を算出したものです。

早めに加入すれば、月々の負担も少なく、有利です。

小規模企業共済共済金Ｂで1,000万円受け取る月々の掛金額（H16.3月までの利率による）

| 加入年齢 | 年数 | 掛け金納付月数 | 月払い掛金額 | 掛金合計額 | 65歳時共済金Ｂ受取額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 50歳 | 15年 | 180ヶ月 | 46,500 | 8,370,000 | 10,035,630 |
| 45歳 | 20年 | 240ヶ月 | 32,500 | 7,800,000 | 10,003,500 |
| 40歳 | 25年 | 300ヶ月 | 24,500 | 7,350,000 | 10,088,610 |
| 35歳 | 30年 | 360ヶ月 | 19,000 | 6,840,000 | 10,058,220 |

※上記は、Ｂ共済事由により、65歳以上で老齢給付を請求した場合を想定しています。

**※また、平成16年４月から共済の予定利率が改正になりますので、今後予定利率の下落が続く場合は、掛金の上乗せが必要です。**

## 小規模企業共済は

個人事業主又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度として設けられました。

では、実際にどのように使われているか。相談による事例を紹介します。

事例１）借入金の精算

歳を取られて、引退を考えている個人事業主Ａさんは、息子さんに事業を引き継ぐのに、借金を抱えては息子も事業をしにくいだろうと、老齢給付金の一時払いを請求、その資金で借入金を返済、事業を息子さんに譲渡した。

事例２）趣味への投資

65歳を過ぎても元気な個人事業主Ｂさんは、釣りが趣味で、老齢給付金の一時払いで、船を買った。

※受け取った共済金は、どのように使われても構いません。個人の自由です。

## 小規模企業共済のメリット

その１）掛金が全額所得控除になります。

掛金に応じて、所得税・住民税が減額されます。

※生命保険料控除等は、所得税５万円、住民税3.5万円が限度ですが、小規模企業共済は、掛金全額が控除されます。

その２）共済金は、「退職所得」扱いまたは、「公的年金等の雑所得」扱いとなります。

一時払い・・・・・・・・「退職所得」扱いで掛けた年数に応じ控除額が大きくなります。

分割払い・・・・・・・・「公的年金等の雑所得」で、公的年金と同じ扱いで有利です。

詳細・加入手続きは、むつ商工会議所指導課（TEL２２－２２８３）まで

※次回は、小規模企業共済の改正内容について、掲載致します。

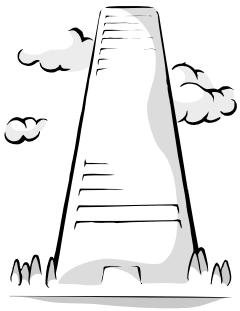

# 明日のための企業づくり　第四章

世界的な異常気象の中、下北半島では、梅雨明けをしないまま秋を迎え、収穫高、漁獲高への悪影響が懸念される。しかし、企業活動は“天候が悪い”とか“景気が悪い”とかの理由だけで倒産するわけにはいなかい。そのためにも、明日を生き抜くための経営戦略が必要となってくる。

今回は分析作業から始めたい。分析と言っても深刻に考える必要はなく、ありのままの事実を列挙するだけである。ここでは、一般に行われているＳＷＯＴ分析を行ないたい。

ちなみに、ＳＷＯＴ分析とは事業分析の一つである“事業又は企業がこれから行なおうとしている事業について、市場が事業に与える影響「外部環境（Opportunities：機会、Threats：脅威）」と事業が市場に与える影響「内部環境（Strenghts：強み、Weaknesses：弱み）」その強み・弱み・機会・脅威を判定し、経営課題を導き出す”分析手法である。（図表参照）

| 内部環境（企業内） | 外部環境（企業外） |
|---|---|
| ＜強み（Ｓ：Strengths）＞<br>顧客はなぜ取り引きしてくれるのか？<br>（案外これがはっきりしていない） | ＜機会（Ｏ：Opportunities）＞<br>経済環境の変化はビジネスチャンスを生み出す<br>チャンスになりうる経済環境変化は何か？ |
| ＜弱み（Ｗ：Weaknesses）＞<br>酒の席での人気の話題<br>（社会の秘密の出来事？） | ＜脅威（Ｔ：Threats）＞<br>自社が不利になる経済環境の変化は何か？<br>ライバルの動きはどうか？ |

＜ここでヒント！＞

① 強み・・・当社が存続できる理由は？
- 当社はどのような所が優れているのか？（人、物、金、技術、知的財産　等々）
- 逆に考えて、何故存続出来たのか？（信用、品揃え、規制、独自性　等々）

② 弱み・・・これについては、説明がなくとも相当な数が出てくる。
③ 機会・・・業界動向の変化や規制緩和によるチャンスは？
④ 脅威・・・ライバル店の出現やお客の多様化による変化は？自由化？

今回は、この章を参考に当社の分析をして下さい。できれば数人が集まり、頭だけで考えず文字にして書き出して欲しい（基本は５Ｗ２Ｈ）。
普段気づかない、意外な事実が浮かび上がるかも・・・・。

～つづく～　記：山本

経営革新を応援します！！　提供：下北地域中小企業支援センター

## 第１回　かだれ！下北衆会

下北のみんなが、ここ下北半島を輝かせる面白い企画を提案し、実行部隊として、また各市町村連携による住民ネットワークの母体として、地域振興を図る肩のこらない井戸端会議を実施します。
下北半島の９市町村のキーマンが一堂に会し、トークセッション形式で、参加者からのご意見も頂戴する集会ですので、多数ご参加下さい。

**１．開催日時**　平成15年10月15日（水）午後６時～８時
**２．開催場所**　下北文化会館１Ｆ「展示ホール」
**３．テーマ**　「下北はひとつだ、わいどの宝探し～その利活用について」
**４．問い合わせ**　むつ市小川町２－11－４　むつ商工会議所振興課
ＴＥＬ　22－2282

主催：下北まちづくり協議会

# LookLook（ルック ルック）会員さん

## No.36　まちの花やさん. 花しょう

葬儀盛花、結婚式花一式、オープン盛花、
花束、観葉植物。
市内3,000円より無料配達致します。

次は、長牛塗装店さんにバトンタッチです。

### 私からも一言

お花の好きな人。
アレンジ、いけ花等教えます。
従業員 松本　信子 さん

まちの花やさん. 花しょう
代　表　　中里　義雄
むつ市横迎町１－12－５
TEL23-8751 FAX 23-8786

## 金融便り

### 国民生活金融公庫 貸付利率

**◎ 普通貸付**
基準利率　年 1.85％
（使い道、返済期間によって利率が異なります。）
平成15年９月10日実行分から

**◎ 小企業等経営改善貸付**
（無担保・無保証人㊟制度）
年 1.55％
平成15年９月10日実行分から

**◎ 国の教育ローン**
年 1.50％
平成15年９月10日実行分から

平成15年９月29日現在

## むつCCIガイド　平成15年10月イベントカレンダー

| 期　日 | 内　容 | 会　場 | お問い合せ・お申込 |
|---|---|---|---|
| １０月　１日（水） | 販売士検定２級（申し込み終了） | むつ商工会議所 | 振興課 ＴＥＬ２２－２２８２ |
| １０月　２日（木）<br>３日（金） | パソコン寺子屋（表計算基礎コース） | むつ商工会議所 | 指導課 ＴＥＬ２２－２２８３ |
| １０月　４日（土） | ワープロ検定２級（申し込み終了） | 関教育学舎 | 振興課 ＴＥＬ２２－２２８２ |
| １０月　４日（土）<br>５日（日） | 第６回産業まつり | むつ市民体育館 | 振興課 ＴＥＬ２２－２２８２ |
| １０月　８日（水） | 経営革新支援セミナー第１講座<br>（第１講座～第３講座開催） | プラザホテルむつ | 指導課 ＴＥＬ２２－２２８３ |
| １０月１６日（木）<br>１７日（金） | パソコン寺子屋<br>（得意先名簿作成コース） | むつ商工会議所 | 指導課 ＴＥＬ２２－２２８３ |
| １０月１７日（金） | 「電子入札と電子証明書の知識」<br>及び「ＩＴ活用」セミナー | むつグリーンホテル | 総務課 ＴＥＬ２２－２２８１ |
| １０月１８日（土） | 「倒産」絶対回避の創造講座Ⅰ<br>（講座はⅠ～Ⅲ開催） | プラザホテルむつ | 指導課 ＴＥＬ２２－２２８３ |
| １０月２１日（火） | 経営講演会 | むつグリーンホテル | 指導課 ＴＥＬ２２－２２８３ |
| １０月２２日（水） | 経営革新支援セミナー第２講座<br>（第１講座～第３講座開催） | プラザホテルむつ | 指導課 ＴＥＬ２２－２２８３ |
| １０月２３日（木） | 改正消費税講演会＆税務相談（１回目） | プラザホテルむつ | 指導課 ＴＥＬ２２－２２８３ |
| １０月２５日（土） | ビジコン検定３級<br>（申し込み終了） | 青森アカウンティングスクール | 振興課 ＴＥＬ２２－２２８２ |
| １０月２６日（日） | 珠算検定１級～10級<br>（申し込み終了） | むつ商工会議所 | 振興課 ＴＥＬ２２－２２８２ |
| １０月３０日（木）<br>３１日（金） | パソコン寺子屋<br>（見積書請求書作成コース） | むつ商工会議所 | 指導課 ＴＥＬ２２－２２８３ |
| １０月３０日（木） | 改正消費税講演会＆税務相談（２回目） | プラザホテルむつ | 指導課 ＴＥＬ２２－２２８３ |
| １０月２３日（木）<br>（申込締切日） | 簿記検定１級～４級<br>検定日１１月１６日（水） | 未　定 | 振興課 ＴＥＬ２２－２２８２ |

### 仕事と家庭を考える月間（10月１日～31日）

厚生労働省では、毎年10月を仕事と家庭を考える月間と定め、仕事と家庭との両立について社会一般の理解を深めるための各種啓発運動を行っています。

1．育児休業を取得しやすい環境の整備促進
2．小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の制度及び子の看護のための休暇制度の早期導入促進
3．両立指標に活用したファミリー・フレンドリー企業の普及促進
4．次世代育成支援対策推進法の周知

問い合わせ
青森労働局雇用均等室
担当　笹渕
青森市新町２丁目４－25
電話　017－734－4211
FAX　017－777－7696

### 「平成15年度労働保険適用促進月刊」

事業主の皆様へ！

労働保険の加入手続きはお済みですか？
労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険であり、原則として労働者を一人でも雇っていれば、事業主は労働保険の加入手続をとり、労働保険料を納めなければなりません。

なお、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に、労働災害が生じ労災保険給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の一部を徴集することとなっています。

※問い合わせ
青森労働局　総務部
労働保険徴収室　適用第一係
〒030－8558
青森市新町２丁目４－25
青森合同庁舎
電話　017－734－4145